

2020年4月1日 改正健康増進法 全面施行前 確認項目一覧

(1) 必須項目

①標識の掲示義務

喫煙室等を設置する場合、A・Bそれぞれの見やすい場所に、決められた内容を記載した標識を掲示する義務があります。なお、標識は見やすい大きさと必要事項を記載していれば、独自に作成したもので問題ありません。

A.喫煙が出来る場所の出入口

- ・当該場所が喫煙をすることが出来る場所である旨
- ・当該場所への20歳未満の者の立ち入りが禁止されている旨

B.施設の主な出入口

- ・当該施設内に喫煙を出来る場所が設置されている旨

※要件を満たす機能を有した脱煙機能付き喫煙ブースを設置し、当該喫煙ブースから排出された気体を屋内又は内部の場所に排気する場合、たばこの煙の流出を防止するための技術的基準の経過措置を利用していることがわかるよう、「脱煙装置を設置の上、たばこの煙を十分に浄化し喫煙専用室等の室外に排気している」旨の追記がA・Bともに必要となります

②灰皿の撤去（動かせない灰皿の場合は目隠し）

禁煙エリアにある灰皿を撤去してください。遊技機に付随する灰皿や自動吸殻回収機などのように、喫煙器具や設備が固定されており容易に撤去できない場合には、カバー等で覆い使用できない状態にする必要があります。（届け出不要）

《参考》

健康増進法の一部を改正する法律（受動喫煙対策）の施行に伴い、喫煙禁止場所における遊技機に付随した灰皿を、カバー等で塞ぐことにより、単に使用できない状態にすることは、「風俗法等の解釈運用基準（8 遊技機の規則及び認定等（3）遊技機の変更 エ届出を要しない変更）にある“届出を要しない変更”に該当するものと考えられる」との回答を得ている。また、灰皿部に別の機能を付加する等はこれに該当しないので、ご注意ください。

健発0222第1号 平成31年2月22日

厚生労働省健康局長「健康増進法の一部を改正する法律」の施行について（受動喫煙対策）

第7 特定施設等の管理権原者等の責務（新法第30関係）

- 1 特定施設等の管理権原者等は、当該特定施設等の喫煙禁止場所に専ら喫煙の用に供されるための器具及び設備を喫煙の用に供することができる状態で設置してはならないこと。また、特定施設等の管理権原者等は、喫煙禁止場所において、喫煙をし、又は喫煙をしようとする者に対して、喫煙の中止又は当該喫煙禁止場所からの退出を求めるよう努めなければならないこと。さらに、これら以外にも、特定施設等の管理権原者等は、当該特定施設等における受動喫煙を防止するために必要な措置をとるよう努めなければならないこと。
- 2 「専ら喫煙の用に供されるための器具及び設備」とは、灰皿、スモークテーブル等といい、「喫煙の用に供することができる状態」とは、灰皿を利用できる状態で設置していること、スモークテーブルを稼働させて設置していることはもちろん、稼働させていなくともその場で喫煙をすることができることと誤認させるように設置をしていることも含まれるものであること。なお、喫煙器具・設備が床に固定されており容易に撤去できない場合などにおいては完全な撤去までを求めるものではないが、布等で覆うこと等により使用できない状態にするといった対応が必要であること。

③従業員募集を行う際の労働条件への明示義務

2020年4月1日施行予定の職業安定法施行規則の改正にて、従業員の募集（求人）を行う際に、就業の場所における受動喫煙を防止するための措置の明示が義務付けられます。（第四条の二 二項九号 就業の場所における受動喫煙を防止するための措置に関する事項 が追加）

記載例は厚生労働省の「募集・求人業務取扱要領」に3月までにアップされる予定とのことですので、そちらをご参照ください。

（厚生労働省HP>政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 雇用 > 労働者派遣事業・職業紹介事業等 ⇒ [その他の事業]の欄 募集・求人業務取扱要領）

④喫煙エリアへの20歳未満の立ち入り禁止

20歳未満はお客様だけでなく、従業員も喫煙エリア（加熱式たばこ専用フロアも含む）へは立ち入ることができません。営業時間中のみならず、開店前や閉店後も同様ですので、注意してください。

(2) 任意項目

①お客様への周知

4月1日よりパチンコホールも原則屋内禁煙となります。現在、大多数のホールは喫煙可能であり、関係するファンが多いことから、無用なトラブルを避けるため、施行日までにファンへ周知をお願いいたします。

また、喫煙室・加熱式たばこエリア・屋外喫煙所など、喫煙することができる場所を設けるホールにおいては、喫煙者（喫煙客）の方が気持ちよく過ごせるよう、併せて発信しておきましょう。

②お客様への対応準備

お客様からの質問への対応や、禁煙エリアで喫煙してしまう方へのお声がけ方法、施行日前後のアナウンス、喫煙で離席の際の置き引き対策など、予めマニュアルなどを作成し、スタッフ間で共有しておきましょう。

③電子たばこの扱いに関するルールの決定

電子たばこは、たばこと名がつくもののたばこ葉を使用しておらず、日本国内では「たばこ製品」として販売されているものではありません。ニコチンを含むリキッドは「医薬品」、ニコチンを含むリキッドを吸引する器具は「医療機器」と、それぞれみなされています。

そのため、禁煙エリアでも吸うことは出来ませんが、外見からは加熱式たばこの違いがわかりづらくトラブルになる恐れがありますので、予め店舗でルール（電子たばこは加熱式たばこ同様に扱うなど）を設け、お客様に周知しておきましょう。

④たばこのヤニによる着色汚れ等の対策

これまで喫煙可としていたエリアを禁煙エリアに変更した際、什器や壁紙等にたばこのヤニによる着色汚れが残っている場合もあります。可能であれば清掃（壁紙は汚れが落ち切らないため張替えになるケースが多いようです）、消臭対策をされるのが望ましいと考えますが、費用等を勘案の上ご検討ください。